

作 業 基 準

目次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 作業体制
- 第 3 章 危険物等の取扱い
- 第 4 章 乗下船作業
- 第 5 章 旅客の遵守事項の周知

愛媛県松山市由良町 1234 番地
株式会社 ごごしま

第 1 章 目的

第 1 条 (目的)

1. この基準は、安全管理規程に基づき、由良～高浜（寄港地泊港・船越港）航路の作業に関する基準を明確にし、もって、輸送に関連する作業の安全を確保する事を目的とする。

第 2 章 作業体制

第 2 条 (作業体制)

1. 陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。
 - ①陸上作業員（係員は乗組員兼務）
 - a. 乗下船する車両の誘導—車両誘導係（1名）
 - b. 乗下船する旅客の誘導—旅客誘導係（1名）
 - c. 船舶離着岸時の綱取り、綱放し—綱取係（1名）
 - ②船内作業員
 - a. 乗下船する車両の誘導—車両誘導係（1名）
 - b. 乗下船する旅客の誘導—旅客誘導係（1名）
 - c. 車止めの取付、取外し—甲板作業係（1名）
2. 陸上作業指揮者、船内作業指揮者は、作業現場においては、腕章等の所定の標識をつけて、その所在を明確にしておく。

第 3 条 (陸上作業指揮者の所掌)

1. 陸上作業指揮者は、安全統括責任者又は運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して、陸上における次の作業を行う。
 - ①乗下船する旅客及び車両の誘導
 - ②その他、旅客及び車両の乗下船に関する作業
 - ③船舶の離着岸時の綱取り、綱放し

第 4 条 (船内作業指揮者の所掌)

1. 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して、船舶上における次の作業を行う。
 - ①旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
 - ②船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用設備の操作
 - ③その他、旅客及び車両の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取扱い

第 5 条 (危険物等の取扱い)

1. 危険物等の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶輸送及び貯蔵規則等の関係法令に定めるところにより行うものとする。
 - ①運航管理者は、危険物の申し込みがあった時、当該危険物が法令等に適合していることを確認し、荷役を受付ける。
 - ②運航管理者は、危険物荷役の日時、品目及び数量等を関係官庁に報告をする。
 - ③陸上作業指揮者は、危険物の荷役にあたり、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、事前に連絡のあった危険物と合致することを確認した後、船長に報告する。
 - ④船長は、報告のあった当該危険物輸送が法令等に適合することを確認し、荷役の許可をする。
 - ⑤船長は、当該危険物輸送が法令等に適合しないときは、荷役を拒絶しなければならない。
 - ⑥危険物荷役にあたり、船長は、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者との連携を密にして指定された場所に誘導する。
 - ⑦陸上作業指揮者は、荷役を引き受けた当該危険物が、車両に積載されているものである時は、当該危険物の車両への積載状況を点検の上、船舶への積載方法について、前号の措置を講ずる。
 - ⑧危険物優先便においては、危険物荷役を優先して行う。ただし、危険物の荷役量が、以下の条件を満たせば、航送旅客を含む 25 名迄乗船させて、旅客と混載し運航できる。

	灯油	ガソリン	L P G	液体酸素
ミソラ	10 t	5 t	1 t	5 t
しとらす	10 t	5 t	1 t	5 t

- ⑨一般便において、前号に掲げる危険物が数量以下であれば、乗船した旅客（航

送旅客を含む）が 25 名以下の時、危険物を荷役し、旅客と混載し運航できるものとする。

2. 刀剣、銃器、兵器、その他、旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、輸送を拒絶するか又は一定の条件を付けて輸送を引き受けるものとする。ただし、原則として、客室に持ち込むことは、拒絶しなければならない。
3. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物、その他の物品が前 2 項の危険物に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長及び陸上作業指揮者は、前 3 項の措置を講じた時は、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業

第 6 条（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

1. 陸上の旅客誘導係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に待機させる等、旅客に周知し、安全確保に努める。
2. 陸上の車輛誘導係員は、乗船待ちの車両に対して、乗船待ちレーンを用意し下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう乗船待ちレーンに駐車させる。
3. 陸上の車輛誘導係員は、駐車中の車両を点検し、燃料漏れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告して、その指示を受け、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
4. 陸上の車輛誘導係員は、貨物積載車を点検し、積付けの状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告して、その指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正を行わせる。点検に際しては重量貨物又は崇高貨物積載車については特に留意する。
5. 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

第 7 条（乗船準備作業）

1. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の積込み作業に関し、十分な打合せを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として、旅客は離岸 10 分前より、車両については、離岸 8 分前から乗船を開始する。
2. 乗船作業開始時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して、乗船通路を確保する。
3. 船内作業指揮者は、乗船通路が確実に確保されている事を確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。
4. 旅客船に於いては、舷門を開放し旅客通路を架設し、架設した通路が外れないように施策し旅客の安全な下船を図る。

第 8 条（旅客の乗船）

1. 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って、陸上の旅客誘導係に旅客の乗船を開始するよう指示する。
2. 陸上の旅客誘導係は、旅客を乗船口に誘導する。
3. 船内の旅客誘導係は、旅客を乗船口から船内に誘導する。
4. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

第 9 条（車両の積込み）

1. 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係に車両の積込みを開始するよう指示する。
2. 陸上の車両誘導係は、車両をランプウエーの先端まで誘導し、船内の車両誘導係に車両の誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れの防止を指示する。
3. 船内の車両誘導係は、陸上の車両誘導係から、引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
4. 船内の車両誘導係は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

第 10 条（自動車の積付け等）

1. 自動車の積み付けは、次のとおりとする。

- ①自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- ②自動車列の両側に、幅 0.60 m以上の通路を船首尾方向に設けること。
- ③船首尾両端を除き、縦方向に幅 1 m以上の通路を 1 条以上設けること。
- ④規程 35 条第 3 項の規定に基づき、航行中、運転者等が車内にとどまることを認められた自動車（以下「認定自動車」という。以下同じ。）を搭載する際、運転者等の中に乗下車に際して介助を必要とする者が含まれると認める場合にあっては、緊急時の脱出等対応を容易にするために、当該車両の出入口と隣接する車両との間を広い間隔（概ね 2 m以上）を取る。乗組員にとって避難誘導が容易であり、かつ、脱出口と想定している車両甲板後部に当該車両を積み付けるなどの措置を講じるものとする。
- ⑤前項における自動車は車両区域のうち、閉囲された場所以外であり、かつ天井張り及び内張りが設けられている場所にある場合は、それらの露出面が炎の広がりやすい特性を有する場所に搭載すること。
2. 船内の車両誘導係は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。
 - ①認定自動車以外の自動車の運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、また、セレクトーレバーをパーキングに入れる（オートマチック車（以下、「AT 車」という。）に限る。）よう明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域内にとどまらないよう指示すること。
 - ②認定自動車の運転者に対して、サイドブレーキを引き、また、セレクトーレバーをパーキングに入れる（AT 車に限る。）よう明確に指示し、さらに、車両から離れる際、車内が無人の場合にはエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切るよう明確に指示すること。
 - ③認定自動車であるバスの運転者に対して、前項に掲げる内容に加えて、救命胴衣の位置を伝え、また、車内に旅客がいる間は車内にとどまること及びやむを得ず車内を離れる際には出入口を 1 つ以上開けておくことを指示し、さらに、緊急時には車内の旅客の避難誘導等に協力するよう要請すること。
 - ④前号までの規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるように指示すること。また、ミキサー車、保冷車、家畜等積載車で、航行中、作業のため、車両区域内に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。
3. 船長は次の措置を講ずる。
 - ①緊急時の旅客の誘導、脱出等を容易にするため、乗組員の巡視等により、航行中、認定自動車の位置及び車内の人数（車両甲板に備えられた救命胴衣の数を超えないこと）の把握に努めること。
 - ②基準航行が困難、基準経路の変更、車両の固縛が必要と判断する場合（その虞のある場合も含む。）には、認定自動車の運転者に対し、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、セレクトーレバーをパーキングに入れる（AT 車に限る。）よう明確に指示した後、旅客を下車させ、車両区域にとどまらせないこと。

第 11 条（車止め及び固縛装置取付作業）

1. 船内作業係は、すべての自動車について、車の前後への移動を防ぐため車止めを施す。
2. 船内作業指揮者は、前項の作業の終了後、作業が完全に行われた事を確認する。
3. 船長は、航行中に気象・海象が運航中止基準に達する虞があると認めるときは、船内作業指揮者に対し、上記の自動車について車止めの増強、固縛装置の取付、オーバーラッシング等の実施等を指示する。

第 12 条（離岸準備作業）

1. 陸上作業指揮者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、車両誘導係員を指揮して、直ちに各乗船口に遮断策を張って、通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。
2. 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡をとり、船内の旅客誘導係を指揮して、旅客の舷門を収納する。
3. 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了した時は、船内の車輛誘導係を指揮して、航送旅客（第 10 条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車、家畜等積載車、規程 35 条第 1 項④号の自動車並びに認定自動車の運転者等を除く）が、車両区域内に残留していない事を確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口をチェーンで遮断（通行止）する。
4. 船内作業指揮者は、前 3 項の作業が終了した時は、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

- ①乗船旅客数、搭載車両数
- ②規程第 35 条各項の措置をした場合は、その状況（認定自動車数、その旅客数等）

5. 旅客船に於いては、架設した旅客通路を撤去し、舷門を閉じる。

第 13 条（離岸作業）

- 1. 陸上作業指揮者は、離岸作業完了後、適切な時間に発航の合図をするとともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないように退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ない事を確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取り係を所定の位置に配置する。
- 2. 陸上作業指揮者は、船長の指示により、綱取り係を指示して迅速、確実に係留策を放す。
- 3. 船内作業員は、船長の指示により、ランプウェーを収納する。

第 14 条（着岸作業）

- 1. 船内作業員は、船長の指示により、ランプウェーを架設する。
- 2. 陸上作業指揮者は、綱取り係を指示して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係船策の緊急張等により、危害を受けないように充分注意する。
- 3. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4. 船内作業指揮者は、船内の旅客誘導係を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

第 15 条（係留中の保安）

- 1. 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう、係留方法又はランプウェーの保安に十分留意する。

第 16 条（下船準備作業）

- 1. 船長は、ランプウェーを架設し、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
- 2. 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域への出入口を開放し、ランプウェー及び舷門を開放する。
- 3. 船内作業指揮者は、甲板作業係に指示して、車両の車止めを取りはずす。
- 4. 旅客船に於いては、舷門を開放し旅客通路を架設し、架設した通路が外れないように施策し旅客の安全な下船を図る。

第 17 条（旅客の下船）

- 1. 船内の旅客誘導係は船内作業指揮者の指示を受け、旅客の通路、ランプウェー及びその付近において、異常の無い事を確認した後、乗船口の遮断策を解き、車両の下船に先立ち、旅客を誘導して下船させる。

第 18 条（車両の陸揚げ）

- 1. 船内作業指揮者は、船内の旅客誘導係を指揮して、航送旅客の乗車に先立ち、船内放送等により、次の事項を周知する。
 - ①運転者は、係員の指示に従って自動車を操作及び運転すること。
 - ②航送旅客には、車両区域での禁煙を厳守させること。
- 2. 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導員を指揮して、航送旅客を乗車させる。
- 3. 陸上作業指揮者は、ランプウェーお呼びその付近の状況に異常のないこと確認した後、船内作業指揮者に車両の陸揚げを開始させる。
- 4. 船内作業指揮者は、前項の合図を受けた時、車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係に車両の陸揚げを開始させる。
- 5. 船内車両誘導係は、車両がランプウェーに停止する事が無いように誘導する。
- 6. 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業係を指揮して、ランプウェー及びその付近、並びに陸上構内における、車両通行の安全の確保にあたる。

第 19 条（下船の終了）

- 1. 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、船内作業指揮者と陸上作業指揮者は、相互に連絡をとり、作業員を指揮して通路を遮断する。
- 2. 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者等及び船長に報告する。
- 3. 旅客船に於いては、架設した旅客通路を撤去し、旅客が乗船できないように、舷門を閉じる。

第20条（車両の積込み等の中止）

1. 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化、その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し、船長にその旨を通報する。
2. 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者等と協議して、作業を中止するかどうかを決定する。
3. 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに、船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第5章 旅客等の遵守事項の周知

第21条（乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知）

1. 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に、旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。
 - ①旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
 - ②車両は、乗下船時、徐行すること。
 - ③車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
 - ④車両は、乗船時、係員の指示に従い、ヘッドライトを消灯すること（夜間）。
 - ⑤車両甲板における、喫煙その他、火気の取扱いが禁止されていること。
 - ⑥特に認められた場合を除き、車両甲板で下車し、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあってはセクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
 - ⑦発航時に、車両甲板に搭載された車両にとどまることを認められた旅客であっても、航行中、船長の判断により、下車し、車両甲板から客室等へ移動しなければならない場合があり、また、このような場合に、下車する際は、サイドブレーキを引き、AT車にあっては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して車両区域にとどまらず客室等へ行くこと。
 - ⑧船内においては、船長、その他の乗組員の指示に従うこと。
 - ⑨船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかけるような行為をしないこと。

第22条（乗船旅客に対する遵守事項の周知）

1. 船長は、船内の旅客が見やすい場所に、次の事項を掲示しなければならない。
 - ①旅客の禁止事項
 - ②救命胴衣の格納場所及び着用方法
 - ③非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
 - ④病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - ⑤その他、旅客が遵守すべき事項
 - a. 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - b. 航行中、許可なく車両区域に立入らないこと。
 - c. 立入禁止区域に立入らないこと。
 - d. 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

附則 平成23年4月1日実施

平成27年12月1日一部改定

平成28年2月24日一部改定

平成30年8月18日一部改定

令和2年6月19日一部改定